

AI関与発明の特許出願：グローバル実務と証拠化のガイドライン

日本 (JP)



2025年知財高裁判決による「自然人前提」の確立
 現行法は自然人の発明を前提としており、純AI生成物には特許が付与されません。ただし、AIが「発明」の概念に含まれるかと解釈は未判断であり、自然人の創作活動の証明が鍵となります。

米国 (US)

AIは「道具」であり、焦点は「着想 (Conception)」
 2025年改訂ガイダンスによりAI支援発明への特別基準は撤回されました。人間が伝統的な基準の下で「着想」したかが判断の分かれ目となります。

欧州 (EU)



発明者指定 (Designation) と権利の起源 (Origin of Right)
 機械を発明者に指定することは不可。EPOは形式審査で発明者指定の正確性を検証しないため、企業側が自前で権利の起源を証拠化し保存する必要があります。

中国 (CN)



実質的特徴への「創造的貢献」と真実性の要求
 発明人は創造的貢献をした自然人に限られます。2026年施行の審査指南改正により、発明人情報の真実性確認が厳格化され、虚偽記載へのリスクが増大しました。

実務フロー：研究から出願までの3ステップ

1. 研究課題の設定とAI利用承認



人間が解くべき課題と創的条件を明記し、社内で承認されたツールとログ取得方法を確認します。

2. AIセッションと人間による評価の分離記録



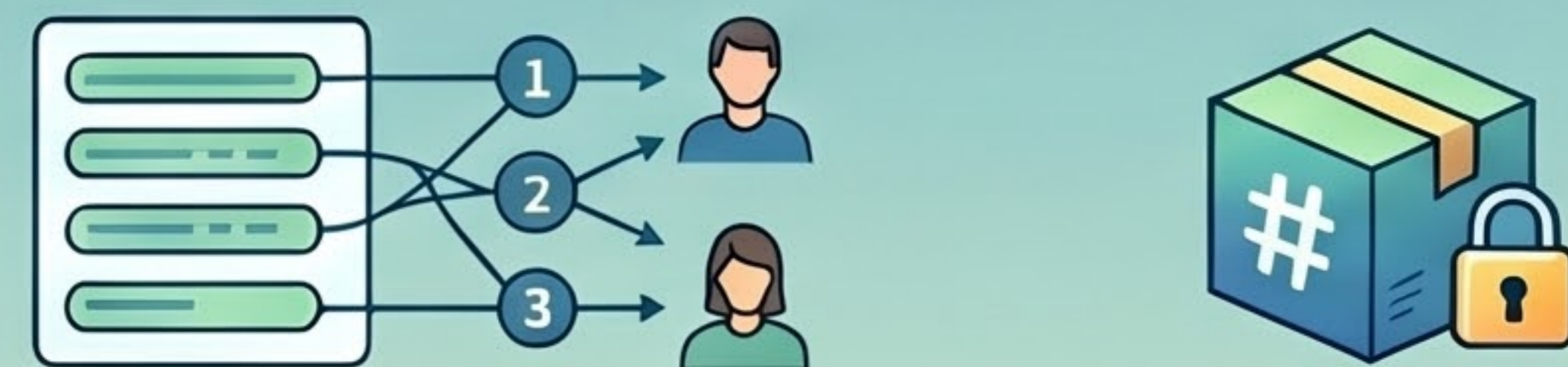
AI LOG
(Prompt/Output)



HUMAN EVALUATION
(Reason/Modification)

プロンプトと出力を自動記録すると同時に、人間が「なぜその出力を採用/不採用にしたか」という修正過程を別レイヤーで記録します。

3. 請求項ごとの発明者マッピングとEvidence Bundle固定



請求項の要素ごとに人間の寄与を整理し、出願時にはハッシュ値などで固定された証拠パッケージ (Evidence Bundle) を作成します。

企業が備えるべき「証拠パッケージ」の構成要素

記録類型	主要な記録項目	改ざん防止策
発明記録票	課題、制約条件、AI使用有無、採用/不採用理由、修正内容	電子署名、ハッシュ固定
AIセッション記録	モデル版数、プロンプト原文、出力原文、出力ハッシュ	セッションID、UTCタイムスタンプ
実験・試作ログ	再現性データ、検証担当者、失敗時の記録	不可逆な変更履歴 (Git/ELN)
発明者判定メモ	請求項ごとの寄与度、除外者の理由、証拠リンク	知附/法籍による承認プロセス

紛争・無効審判への防御戦略



3つの攻撃ポイントへの備え
 「人間発明性の否定」「権利帰属の不備」「証拠の真正性」という規定される攻撃に対し、断本性 (WORM保管) とChain of Custody (保全履歴) を確保します。



リーガルホールドの迅速な発動
 紛争の兆候が生じた際、即座にログの制御・上書きを停止し、メタデータを含めたネイティブ形式での証拠保全を実施します。



明細書作成時の「主語」の適正化
 「AIが生成した」ではなく「人間が課題解決のためにAI出力を比較・検証し、技術的判断により採用した」という記述を内部証拠と整合させます。